



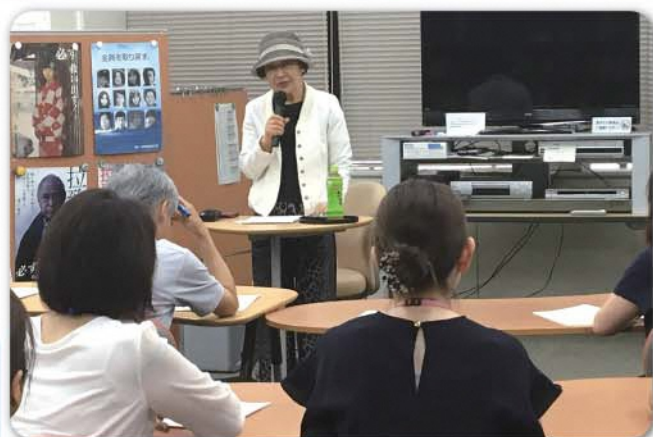
熊本県人権啓発
キャラクター
「コッコロ」

- もくじ
- 1P 人権啓発ミニ講座「女性の人権 ～ドメスティック・バイオレンスを通して考える～」
 - 2P 水俣病をめぐる人権 ～水俣の経験を次の世代へ～
 - 3P 子どもの人権 ～子どもの笑顔を守るために～ / 4コマ漫画「コッコロの達人」
 - 4P お知らせ

第1回 人権啓発ミニ講座

女性の人権

～ドメスティック・バイオレンスを通して考える～



※「人権啓発ミニ講座」は毎月第3金曜 14:15から熊本県人権センターで開催しています。

令和元年(2019年)5月17日、熊本県人権センターにおいて、NPO法人ウィメンズ・カウンセリングルーム熊本代表の竹下元子さんを講師に迎え、人権啓発ミニ講座を開催しました。

【講話の要旨】

- ・かつて女性に人権(市民権)はなく、「女らしさ」が女性に対する評価の基準であった。
- ・性差別や性暴力の背景には、男性が抱く固定的なジェンダー意識(「男はこうあるべき」)があり、それが変わらない限り性差別や性暴力はなくなる。
- ・男性自身もジェンダーに縛られ生きづらさを抱えているが、「弱音をはけない」と考えがち。
- ・「DV」や「虐待」という言葉の広がり家庭内暴力を顕在化し、その危険性を明らかにした。
- ・DVは男性から女性への権力、支配力の行使。相手をコントロールする手段としての暴力。そのような環境では、暴力による人間関係のあり方を子どもが学習してしまう(世代間連鎖)。
- ・DVや児童・高齢者の虐待は、「家庭」という閉ざされた場での人権侵害で、犯罪である。
- ・被害者への支援はもちろんだが、加害者へのアプローチ(更生プログラムなど)も必要。解決のためには、男性も含めた「ジェンダーの縛り」について問い直す必要がある。

(※当日のレジュメや講話内容から再構成しています。)

男女共同参画相談室らいふ(旧女性総合相談室)

性別にとらわれない自由な生き方の選択と人権を尊重した総合窓口として、生きづらさを抱えている方、人間関係や暴力行為に悩んでいる方、自分らしく生きたい方などの様々な相談をお受けします。

電話相談 月・火・木・金 **096-333-2666**
(熊本県男女参画・協働推進課内)
土 **096-355-2223**
(くまもと県民交流館パレア内)

〈受付時間〉9:30~16:00(火のみ19:30まで)
〈休日〉水、日、土を除く祝日、年末年始(12/29~1/3)

面接相談 電話相談と同じ曜日・時間(予約制)

法律相談 毎月第3土曜日 13:00~15:15(予約制)

性暴力被害者のための サポートセンター

ゆあさいどくまもと

専門の女性相談員が対応します。
(相談は無料です。相談内容の秘密は守られます。)

TEL **096-386-5555**
(24時間ホットライン)
(12/28 22:00~1/4 10:00は除く)

メール support@yourside-kumamoto.jp

熊本県が公益社団法人くまもと被害者支援センターに運営を委託しています。

水俣病をめぐる人権

～水俣の経験を次の世代へ～

水俣病が公式に確認されたのは、昭和31年（1956年）、今から60年以上前のことです。

「公害の原点」とも言われる水俣病は、人々の身体や生命、地域の環境に重大な被害を及ぼしただけでなく、患者さんや家族の方々への偏見や差別、地域住民の方々とのあつれきなど、人々の心までも深く傷つけました。

水俣病を経験した私たちは、二度と同じ過ちを繰り返さないよう、この教訓を次の世代へ伝えていく必要があります。

水俣病の発生による被害とその後の取組み

水俣病とは？

- 水俣病は、工場排水中のメチル水銀に汚染された魚介類を長い間たくさん食べたことが原因となって発生した中毒症です。
- 主な症状として、両手足の感覚障害や視覚・聴覚障害、運動失調などがあります。
- 妊婦の体内に入ったメチル水銀が胎盤を通して胎児へ取り込まれ発症した患者さんもいます。(胎児性水俣病患者)

①健康被害

水俣病が水俣湾周辺で発生し、多くの方が健康被害を訴えました。医療や生活面での救済策が講じられていますが、被害者の苦しみは今なお続いています。

②環境汚染

工場の排水により、水俣湾では水銀を含んだ大量のヘドロが海底に堆積しました。

長い年月をかけたヘドロの除去や湾の埋立ての結果、ようやく元の美しい海が復元されました。

③偏見や差別

水俣病は、当初、原因がはっきりせず、伝染する病気だと誤解され、就職や結婚、付き合いなど、さまざまな場面で、偏見や差別が患者やその家族を苦しめました。

地域の再生と絆を取り戻すための取組みは、今も進められています。

水俣病問題や環境問題について学ぶことから始めましょう

水俣湾の広大な埋立地に隣接して、水俣病問題や環境問題を学ぶための施設がつくられています。水俣病のことをよく知らずに、患者さんやその家族、地域に対して偏見を持っていませんか。悲劇を繰り返さないために、水俣病に関する正しい知識や歴史について学び、次の世代へと伝えていくことが、今、私たちに求められています。

熊本県 環境センター

※平成30年度（2018年度）
常設展示リニューアルを実施

環境問題や自然との共生について学ぶ

地球温暖化を主なテーマに、大型映像展示や体験型の中型映像展示などを設置しています。

TEL 0966-62-2000 FAX 0966-62-1212

URL <http://kumamoto-eco.jp/center/>



水俣市 水俣市立水俣病資料館

語り部の方の体験談や歴史資料で水俣病の歴史や教訓を学ぶ

TEL 0966-62-2621 FAX 0966-62-2271

URL <https://minamata195651.jp/>

環境省 水俣病情報センター

水俣病や水銀に関する様々な資料・展示から学ぶ

TEL 0966-69-2400 FAX 0966-62-8010

URL <http://nimd.env.go.jp/archives/>

3館とも 開 9：00～17：00 休 毎週月(祝・休日の場合は翌日)・年末年始(12/29～1/3)



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

子どもの人権

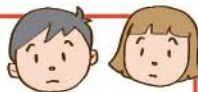
～子どもの笑顔を守るために～

最近、虐待により尊い子どもの命が奪われたり、心身が傷つけられたりするケースが相次いでいます。児童虐待防止に向けた取組みの抜本的改革として、国や自治体においては児童相談所の体制の充実や、警察、医師、弁護士との連携強化などが進められています。

子どもは、次の時代を担う大切な人だから。子育てを地域ぐるみで支援する社会づくりに向け、周囲の大人たちの配慮とサポートが必要です。

児童虐待とは？

- ①身体的虐待 殴る、蹴る、縄などで拘束する
- ②性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる
- ③心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだいと差別する、目の前で家族に暴力をふるう（DV）
- ④養育拒否（ネグレクト） 家に閉じ込める、食事を与えない など



子育ての悩み、一人で抱え込んでいませんか？

子育てにおいて、「しつけ」と称して叩いたり、怒鳴ったりすることは、子どもに恐怖を与えるだけでなく、心身の成長に悪影響を及ぼします。次のようなポイントに注意しながら子どもと向き合みましょう。

- 子どもが親に恐怖感を持つと、心配事を打ち明けられなくなります。悩みを相談できず、いじめや非行に発展してしまう可能性もあります。
- イライラが爆発する前に、クールダウンするための自分なりの方法を見つけておきましょう。
- 親自身がSOSを出しましょう。自治体などの相談窓口や支援サービスをうまく活用しましょう。

「虐待かも」と思ったら… 市町村や児童相談所に連絡してください

児童虐待は、家庭という密室のなかで起こるため把握しづらく、子どもが自ら打ち明けるには、大変な勇気がいります。

虐待のサインに気付いたら、迷わず市町村やお近くの児童相談所にお知らせください。あなたの対応が、子どもの命を救うかもしれません。

児童相談所
全国共通ダイヤル
189 (いちはやく)
※お住まいの地域の児童相談所につながります。

相談窓口
子どものための

24時間子供SOS
ダイヤル
(文部科学省)

暴力やいじめ、友人関係、進路など、悩みは何でも相談できます。

TEL 0120-0-78310
(なやみ言おう)
(全国共通・無料)

子どもの人権110番
(法務省)

いじめや虐待、体罰でこまっているけど、おとなや先生には言えないとき、電話してください。

TEL 0120-007-110
(全国共通・無料)

SOS-eメール
(法務省)

ホームページの相談フォームに相談内容を記入して送信すると、最寄りの法務局からメールや電話などで回答があります。

URL <https://www.jinken.go.jp>
(インターネット相談)

公益社団法人

くまもと被害者支援センター

犯罪被害者や家族の方の相談、病院・警察署・検察庁・裁判所等への付き添い支援等を行います。

TEL 096-386-1033

受付時間 月～金【祝、年末年始
(12/29～1/3)を除く】
10:00～16:00

※面接相談は要予約

人権に関する相談窓口

専門の相談員が、面接や電話で人権に関する相談をお受けします。

相談専用 TEL 096-384-5822

受付時間 月～金【祝、年末年始
(12/29～1/3)を除く】
9:00～12:00
13:00～16:00

熊本県人権センター（熊本県人権同和政策課内）

『部落差別の解消の推進に関する法律』【平成28年（2016年）12月施行】

現在もなお部落差別が存在し、許されないものであることを明記し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

法律では、次のような国や地方公共団体の責務を定めています。

- ・部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めること
- ・部落差別を解消するために必要な教育・啓発を行うよう努めること
- ・相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めること

『熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例』【平成7年（1995年）施行】

部落差別につながるような結婚や就職に際しての身元調査は、条例で規制されています。

県民、事業者は、次の行為をしてはならないと定められています。

- ・同和地区の所在地を明らかにした図書、地図、その他資料を提供する行為
- ・特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示したり、流布したりする行為
- ・結婚や就職に際して、特定の個人又はその親族の現在・過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を依頼する行為
- ・その他、部落差別事象の発生につながるおそれのある行為

情報誌へのご意見、ご感想をお寄せください。

送付先 〒862-8570
熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県庁 新館2階
熊本県人権センター
(熊本県人権同和政策課内)

開 8:30～17:15
休 土・日・祝・年末年始(12/29～1/3)
TEL 096-333-2299
FAX 096-383-1206
メール jinken@pref.kumamoto.lg.jp

発行者：熊本県
所属：人権同和政策課
発行年度：令和元年度（2019年度）

再生紙を使用しています

人権啓発映画上映会のご案内

上映作品やスケジュールは、人権センターホームページに掲載しています。

日時 毎週木、金
①11:15～ ②12:15～ ③13:15～

場所 熊本県人権センター（熊本県庁 新館2階）

定員 40名（先着順）

※職場研修などで利用される場合は
事前申込をお願いします。

